

国土建第211号

平成25年11月22日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



技術検定試験の受検資格の見直しについて(周知)

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものです。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっています。こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保の観点から、今般、主に高校指定学科卒業者を対象として、技術検定試験の受検資格の見直しを行い、平成26年度より実施することといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して本通知について周知するとともに、本制度にご理解をいただき、適切な活用に努めていただくようお願いいたします。

なお、今回の見直しについては、国土交通省HPに関係資料を掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

(掲載先)

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000229.html

施工管理技士になるための技術検定試験の受検資格が見直されます

◆建設産業の将来の担い手となる優秀な若手技術者の確保のため、平成26年度の試験から以下の点について見直されます。

1級試験

2年早く受検可能になります！

ポイント

以下の表の区分に該当する者で、専任の監理技術者の配置が必要な工事で監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を積んでいる場合、受検に必要な実務経験が2年短縮されます。

1級試験受検に必要な実務経験

区分	現行	平成26年度より
2級合格者	2級合格後5年	2級合格後3年
高校指定学科卒業生	卒業後10年	卒業後8年

2年短縮

2級試験

学科試験免除の有効期間が延長されます！

ポイント

高校等在学中に2級学科試験を受検し、合格した者で、大学等に進学した者を対象に、2級学科試験免除の有効期間が延長されます。

2級学科試験免除の有効期間について

区分	現行	平成26年度より
高校卒業生	高校卒業後6年	(大学指定学科進学の場合) 高校卒業後8年
		(短大・高専指定学科進学の場合) 高校卒業後7年
短大・高専卒業生	短大・高専卒業後5年	(大学指定学科進学の場合) 短大・高専卒業後6年

*2級の建設機械施工学科試験については、在学中等に受検できないため対象外。

1～2年延長

○詳しくはこちらから

○受検に必要な書類等は、各試験の「受検の手引き」でご確認下さい。

お問い合わせ先

【土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理】

一般財団法人 全国建設研修センター TEL：042-300-6850

【建築施工管理、電気工事施工管理】

一般財団法人 建設業振興基金 TEL：03-5473-1581

【建設機械施工】

一般社団法人 日本建設機械施工協会 TEL：03-3433-1575